

# 移住・就業支援金のご案内

河津町  
企画調整課

## 目 次

	頁
1 移住元要件 .....	1
2 移住先要件 .....	3
3 支援金の額 .....	7
4 申請書類 .....	8
5 交付の条件 .....	11
6 支援金の返還 .....	11
7 申請の期限 .....	12
8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法 .....	13
(参考) 申請書の記入例 .....	14

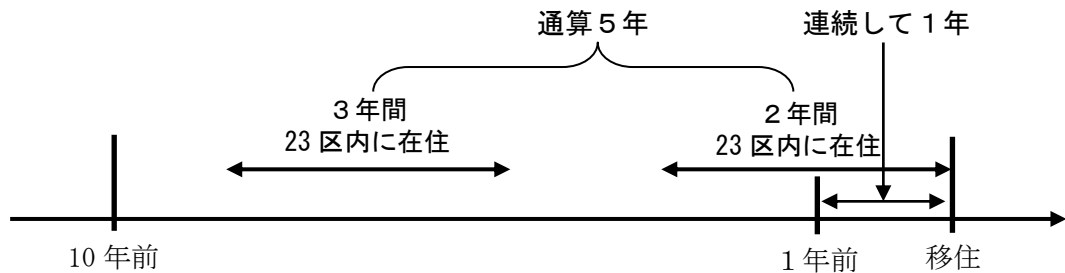
申請時において、次の「1 移住元要件」と「2 移住先要件」の両方を満たす方が移住・就業支援金（以下「支援金」といいます。）の対象となります

## 1 移住元要件

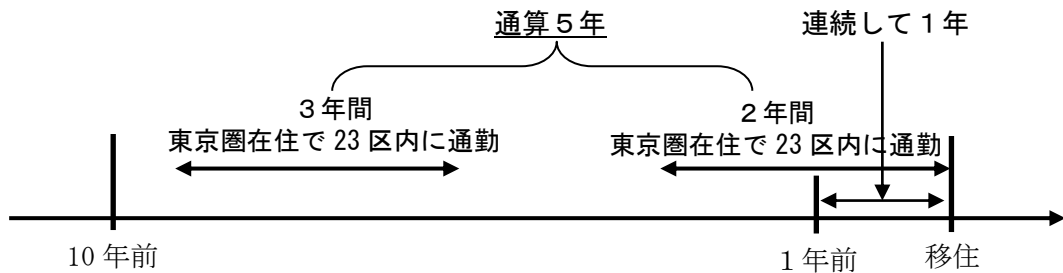
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当

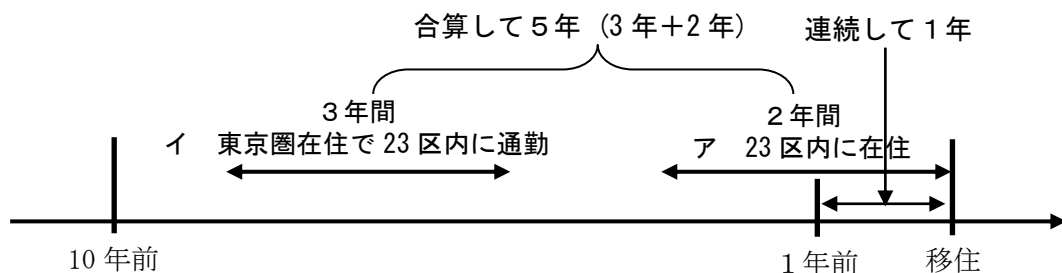
ア 河津町へ移住※1する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住していたこと」



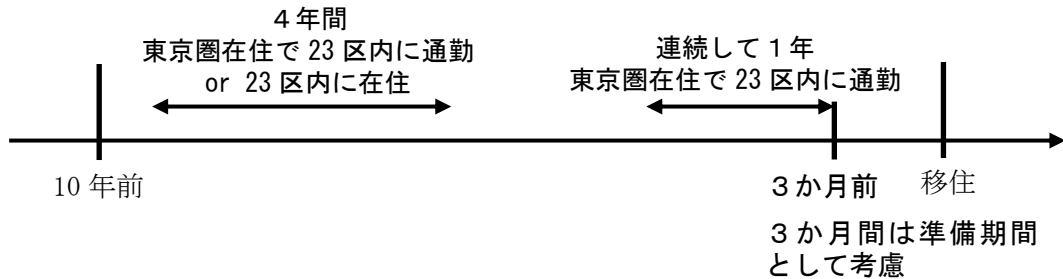
イ 河津町へ移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上、「東京23区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤※3をしていたこと」



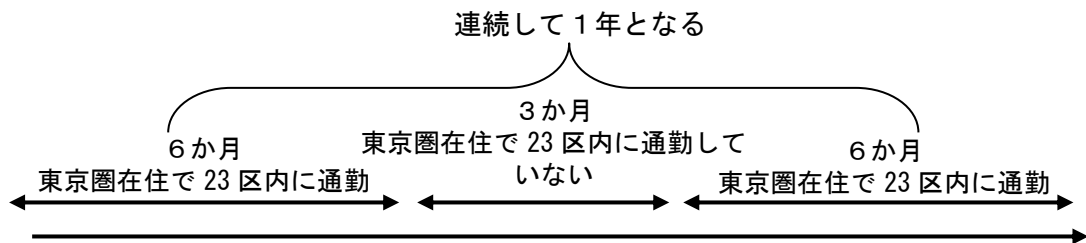
（注1）「ア 東京23区内に在住していたこと」と「イ 東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上」を満たしても対象となります。



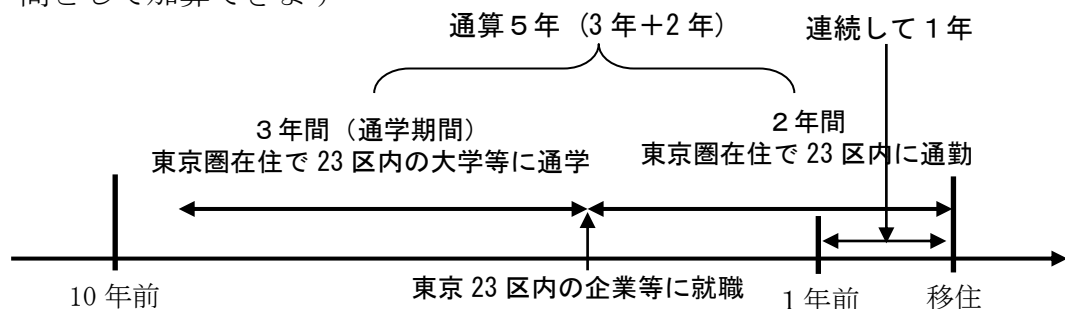
(注2) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「1年以上」の期間については、移住する3か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3か月の期間中に東京圏(条件不利地域を除く)から転出している場合は対象外となります。)



(注3) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「連続して」の「通勤」については、3か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。



(注4) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間として加算できます



※1 「移住」とは、住民票を河津町に異動し、生活の本拠を河津町へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。  
東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、  
長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、  
匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、  
大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※3 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります（公務員としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者ではありませんが、対象とすることができます）。

## （２） 次のア～エの全てに該当

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。
- エ その他町長が不相当と認めた者でないこと。

## 2 移住先要件

次の（１）～（５）のいずれかに該当する方

- （１）『 ①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』
- （２）『 ①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす就業』
- （３）『 ①の要件を満たす移住、かつ、④の要件を満たすテレワーク』
- （４）『 ①の要件を満たす移住、かつ、⑤の要件を満たす関係人口』
- （５）『 ①の要件を満たす移住、かつ、⑥の要件を満たす起業』

### ① 移住に関する要件

次のア、イの両方に該当する必要があります。

ア 支援金の申請時において、

（ケース１）令和５年９月１日以降の転入者の場合は、移住後１年以内であること。

（ケース２）それ以前の転入者については、移住後３か月以上１年以内であること。

イ 河津町に、支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有して

いること。

## ② 就業に関する要件（一般の場合）

次のア～キの全てに該当する必要があります。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 都道府県のマッチングサイト※4に掲載されている支援金対象求人に就業すること。

ウ 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務※5を務めている中小企業等への就業でないこと。

エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において、

(ケース1) 令和5年9月1日以降の転入者の場合は、当該中小企業等に就業していること。

(ケース2) それ以前の転入者については、当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。

オ マッチングサイトに上記イの求人が支援金の対象として掲載された日以降に同求人への応募をした※6こと。

カ 就業した当該中小企業等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※4 「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイト「しずおか就職 net」や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

しずおか就職 net 内 静岡県移住・就業支援金求人サイト  
(<https://shizuoka-job.jp/>)

※5 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。

○会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）

取締役、会計参与、監査役

○社会福祉法人

理事、監事、評議員、会計監査人

○医療法人、NPO 法人

理事、監事

※6 「応募をした」とは、採用面接の申込みを行ったことをいいます。

## ③ 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業※7又は先導的人材マッチング事業※8を利用して※9令和3年3月1日以降に就業し、次のア～オの全てに該当

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において、

(ケース1) 令和5年9月1日以降の転入者の場合は、当該中小企業等に就業していること。

(ケース2) それ以前の転入者については、当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※7 「プロフェッショナル人材事業」とは、各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチングする事業です。

※8 「先導的人材マッチング事業」とは、内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行うものです。

※9 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業の利用の有無については、就業先の企業へお問い合わせください。

#### ④ テレワークに関する要件

次のア、イの両方に該当する必要があります。

ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を河津町に異動した場合であって、河津町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

※法人経営者や個人事業主の方は、担当課に個別に御相談ください。

## ⑤ 関係人口に関する要件

河津町へ転入時に 50 歳未満であって、次に掲げる事項のうち 2 つ以上の事項に該当すること。

- ア 移住前に河津町にあるお試し移住体験施設を通算 30 日以上利用していること。
- イ 移住前の 5 年間のうち 3 回以上河津町へふるさと納税をしていること。  
ただし、1 年で複数回寄附した場合には 1 回とみなす。
- ウ 転入前の 5 年間のうち 3 回以上河津町にあるワーケーション施設を利用していること。
- エ 転入前の 5 年間のうち 30 日以上河津町にあるチャレンジショップに入居していること。
- オ 河津町内の小学校若しくは中学校を卒業していること。
- カ 配偶者又は親が、河津町内に 5 年以上継続して居住していること。
- キ その他町長が特に認めるもの。

## ⑥ 起業に関する要件

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を 1 年以内に受けていること(起業支援金の詳細については、起業支援金事務局「(公財) 静岡県産業振興財団 054-254-4511」へお問い合わせください。)



### 3 支援金の額

支援金の額は次のとおりです。

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※10での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合※11	<令和5年3月31日以前の移住者> 18歳未満の者一人につき30万円を加算
	<令和5年4月1日以降の移住者> 18歳未満の者一人につき100万円を加算

※10 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の居住地において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において、  
(ケース1) 令和5年9月1日以降の転入者の場合は、移住後1年以内であること。  
(ケース2) それ以前の転入者については、移住後3か月以上1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※11 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

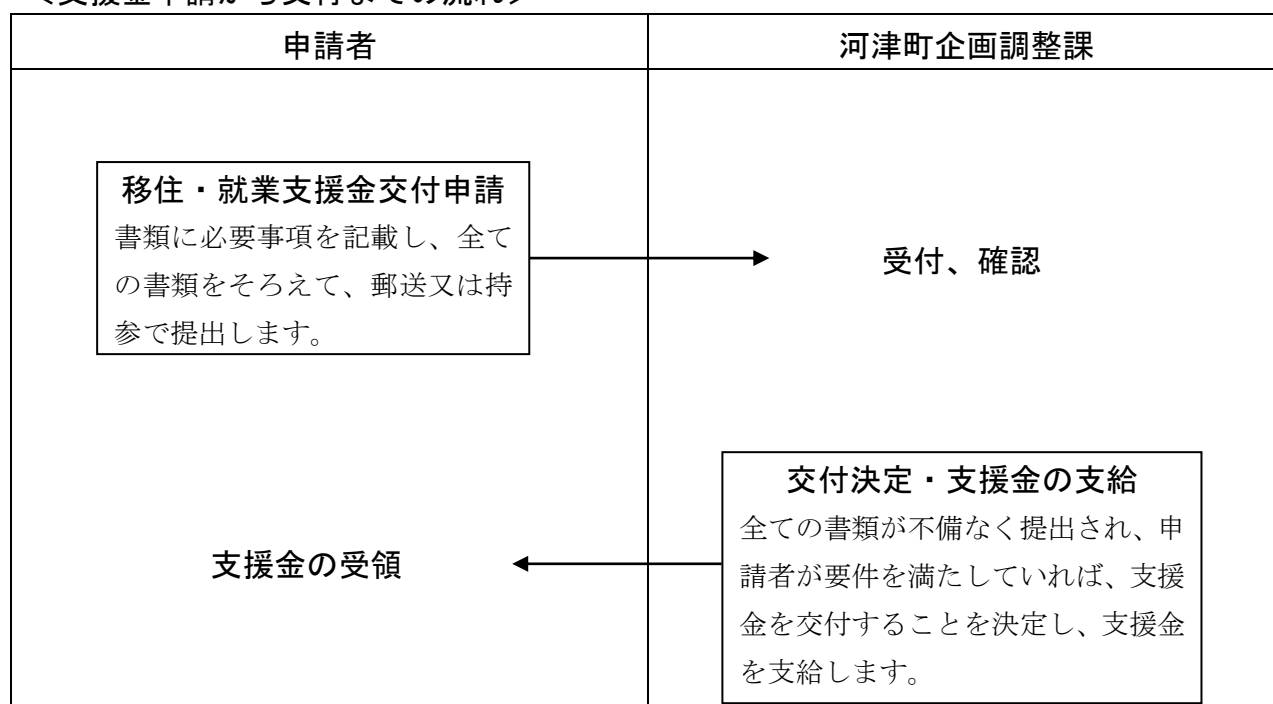
- ・18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます（ただし、申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象）。
- ・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

## 4 申請書類

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

区分	申請書類チェック欄
(1) 全員が提出必須の書類	9 ページ
(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ	10ページ
(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主の方のみ	10ページ
(4) 東京圏から 23 区内の大学に通学し、23 区内の企業等へ就職した方のみ (通学期間も移住元としての対象期間に含める場合のみ)	10 ページ
(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ	10 ページ

### <支援金申請から交付までの流れ>



## (1) 全員が提出必須の書類

- 移住・就業支援金交付申請書（様式第1号）
- 移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- 口座振込依頼書（様式第3号）
- 写真付き身分証明書のコピー  
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 住民票  
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元での住民票の除票（又は、戸籍の附票）  
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元での市区町村における最近1か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書等※12

<以下は移住先の形態等で該当するものを提出>

### ① 就業の場合

- 就業証明書（様式第2号）

### ② テレワークの場合

- 就業証明書（様式第2号の2）

### ③ 関係人口の場合

- 河津町のお試し移住体験施設を利用したことが確認できる書類  
例：宿泊者及び滞在日数が記載された領収書等
- 河津町へふるさと納税したことが確認できる書類  
例：寄付額受領証明書等
- 河津町にあるワーケーション施設を利用したことが確認できる書類  
例：利用者及び利用日が記載された領収書等
- 河津町にあるチャレンジショップに入居したことが確認できる書類  
例：河津町交流拠点施設使用許可書等
- 河津町内の小学校を若しくは中学校を卒業したことが確認できる書類  
例：卒業証明書等
- 配偶者又は親が、河津町内に5年以上継続して居住していることが確認できる書類 例：配偶者又は親の住民票等
- その他町長が必要と認める書類

### ④ 起業の場合

- 起業支援金の交付決定通知書のコピー

(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類  
例：就業証明書、退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類  
例：開業届出済証明書、納税証明書、事業に伴う契約書、在勤地の不動産に係る賃貸借契約書等

(4) 東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ

(注)通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

- 在学期間や卒業校を確認できる書類 例：卒業証明書、成績証明書等
- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類  
例：就業証明書、退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ

- (法人経営者の方のみ) 履歴事項全部証明書の写し  
※発行後3か月以内のものに限ります
- (個人事業主の方のみ) 開業届出済証明書の写し  
※発行後3か月以内のものに限ります
- (個人事業主の方のみ) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- 事業に係る納税証明書
- 移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類  
例：業務の取引に係る契約書、注文書(発注書)、注文請書(受注書)等  
※移住前から申請時点まで同様の業務を行っていることが契約期間等により確認できるものとします

※12 完納証明書を発行していない市区町村においては、移住時点で発行が可能な最近1か年の市区町村税の納税証明書等

## 5 交付の条件

---

次の（１）と（２）は、交付を決定する際の条件となります。

- （１） 支援金の申請日から５年以内に河津町での居住が困難となった場合は、速やかに河津町に報告してその指示を受けること。
- （２） 支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに河津町に報告してその指示を受けること。
- （３） 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び河津町から求められた場合には、それに応じること。

## 6 支援金の返還

---

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市町長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

- （１） 全額の返還
  - ア 虚偽の申請等をした場合
  - イ 支援金の申請日から３年未満に河津町から転出した場合
  - ウ 支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での職を辞した場合
  - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- （２） 半額の返還
  - 支援金の申請日から３年以上５年以内に河津町から転出した場合

## 7 申請の期限

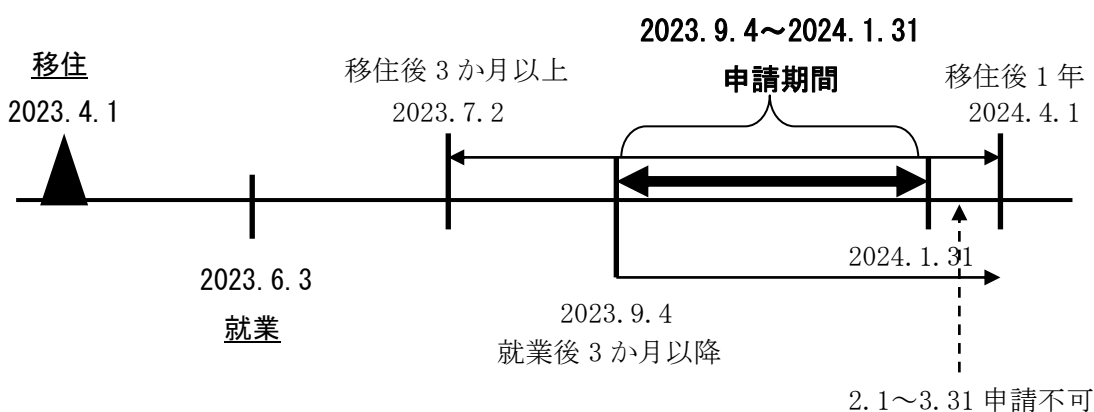
**2024年1月31日（水）**までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口にご相談の上、申請してください。

### <申請期間>

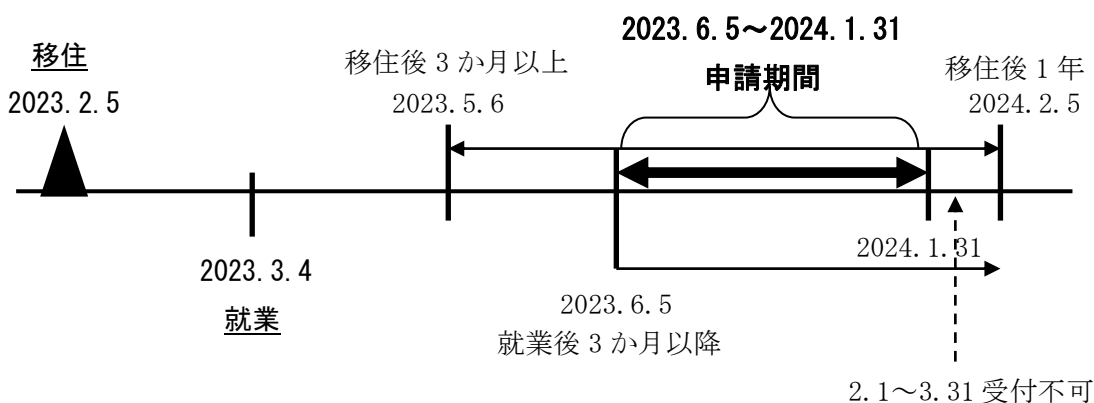
#### ○パターン1

2023年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



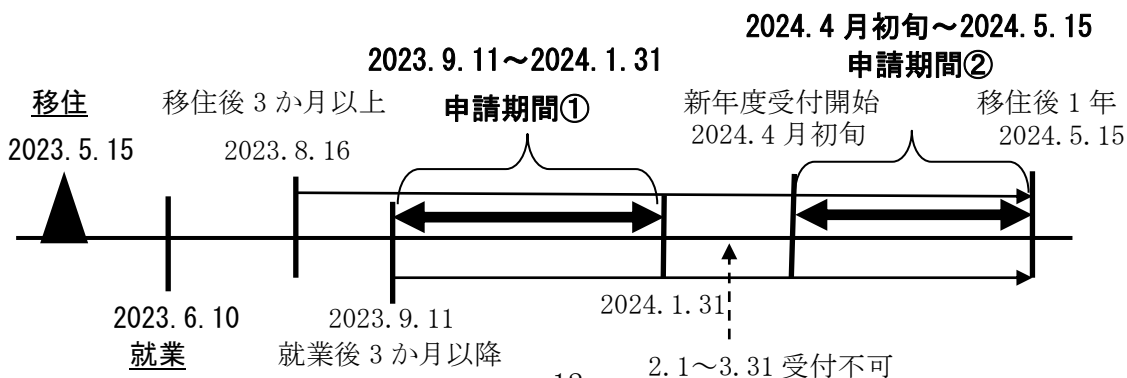
#### ○パターン2

2023年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



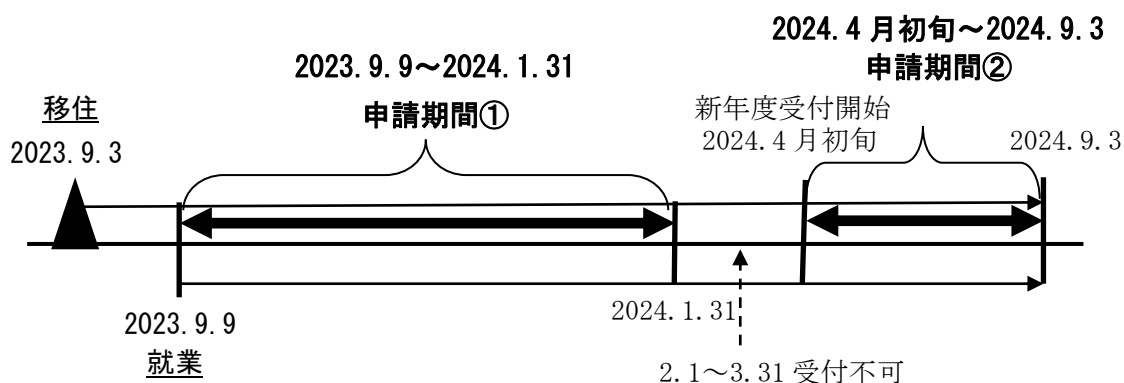
#### ○パターン3

**2023年5月15日に移住し、同年6月10日に対象企業に就業した場合**



## ○パターン4

2023年9月3日に移住し、同年9月9日に対象企業に就業した場合



## 8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法

### (1) 問い合わせ先、申請書の提出先

河津町役場 企画調整課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中212-2 河津町役場 2階

電話番号 0558-34-1924

F A X 0558-34-0099

E-Mail kikaku@town.kawazu.shizuoka.jp

### (2) 提出方法

申請先へ直接提出又は郵送

※ FAXやE-Mailでの提出は不可

※ 郵送の場合は提出書類に不備がなかった場合のみ受付します。

様式第1号（第5条関係）

移住・就業支援金交付申請書

〇〇年〇月〇日

〇〇市町長 様

〇〇市町移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ	シズオカ ケンイチ		生年月日
氏名	静岡県一		1977年7月〇日
住所	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号	電話番号	054-221-2228
メールアドレス	iju@pref.shizuoka.lg.jp		

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	<input type="radio"/>	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	2人
				上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	1人

支援金の種類	就業（一般）	就業（専門人材）	<input type="radio"/> テレワーク	関係人口
	起業			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、〇〇市町に居住する意思について	<input type="radio"/>	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	<input type="radio"/>	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	<input type="radio"/>	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する





様式第1号の2（第5条関係）

移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び〇〇市町から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、〇〇市町移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
  - ア 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - イ 支援金の申請日から3年未満に〇〇市町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条(2)を満たす職を辞した場合：全額
  - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に〇〇市町以外の市町に転出した場合：半額

2 同意事項


- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、市町が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び〇〇市町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

〇〇年〇月〇日

〇〇市町長 様

住所 静岡市葵区追手町9番6号

申請者

氏名 静岡 県一 

様式第2号（第5条関係）

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

〇〇年〇月〇日

〇〇市町長 様

所在地 静岡県葵区〇〇△番×号

事業所名 〇〇〇株式会社

代表者名 〇〇 〇〇 ㊟

電話番号 054-221-〇〇〇〇

担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	静岡県一
勤務者住所	静岡県葵区追手町9番6号
勤務先所在地	静岡県葵区〇〇△番×号
勤務先電話番号	054-221-〇〇〇〇
就業年月日	〇年8月19日
応募受付年月日	〇年7月10日 ←採用面接の申込みを行った日を記載
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	<p>目的達成後に離職することが前提ではない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業    <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業</p>

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び〇〇市町の求めに応じて、同県及び同市町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

〇〇年 〇月 〇日

〇〇市町長 様

所在地 東京都〇〇市△△××〇号  
 事業所名 株式会社〇〇  
 代表者名 〇〇 〇〇 印  
 電話番号 03-△△△△-△△△△  
 担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	静 岡 県 一
勤 務 者 住 所 (移住前)	東京都〇〇区△△
勤 務 者 住 所 (移住後)	静岡市葵区〇〇△番×号
勤務先部署の所在地	〒1□×-×××× 東京都〇〇市△△××〇号
勤務先電話番号	03-△△△△-△△△△
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び〇〇市町の求めに応じて、同県及び同市町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記入例

様式第3号（第5条関係）

口座振込依頼書

〇〇年〇月〇日

〇〇市町長 様

住所 静岡市葵区追手町9番6号  
氏名 静岡 県一  
電話番号 054-221-2228

下記のとおり移住・就業支援金の口座振込を依頼します。

振込先金融機関	ふじのくに 銀行 金庫 農協 店 県庁 出張所 所
預金種別	普通預金
預金口座番号	1 2 3 4 5
フリガナ	シズオカ ケンイチ
口座名義人	静岡 県一

様式第5号（第8条関係）

移住・就業支援金交付決定通知書再交付願

〇〇年〇月〇日

〇〇市町長 様

移住・就業支援金交付決定通知書を再交付願います。

フリガナ	シズオカ ケンイチ		生年月日
氏名	静岡県一		1977年7月〇日
住所	〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号	電話番号	054-221-2228
再交付理由	〇〇のため		
通知書の利用目的	フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けるため		

（注） 本再交付願に加え、返信用封筒（84円切手を貼付の上、上記記載の郵便番号、住所及び氏名を記入）を提出してください。